

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 特定漁港漁場整備事業計画の公表（5件）	漁 港 漁 場 課
・ 道路の区域変更（2件）	道 路 維 持 課
◎ 公 告	所管課（室）名
・ 大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・ 県営土地改良事業変更計画の決定	農 村 整 備 課
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
・ 測量の終了	〃
◎ 公安委員会告示	所管課（室）名
・ 乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について	交 通 規 制 課
・ 遊泳区域の指定	地 域 課
◎ 選挙管理委員会告示	所管課（室）名
・ 不在者投票のできる施設の指定	選挙管理委員会書記室
◎ 雑 報	所管課（室）名
・ 一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第424号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり長崎北地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、長崎北地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第425号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり長崎南地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、長崎南地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第426号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり対馬地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、対馬地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第427号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり壱岐地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、壱岐地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第428号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり五島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、五島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町相河郷字破戸ノ上192番91地先から 南松浦郡新上五島町青方郷字梅壺1807番10地先まで	前	11.5~46.8	448.1	
	後	13.1~50.8	444.2	

長崎県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町青方郷字梅壺1809番4地先から 南松浦郡新上五島町青方郷字赤崎1806番82地先まで	前	22.9~42.7	62.8	
	後	37.6~44.2	64.8	

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

時津10工区複合商業施設
西彼杵郡時津町日並郷字火籠1320番109 外2筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社 新出光 代表取締役 出光 泰典
福岡県福岡市博多区上呉服町1番10号
株式会社 ティービーコーポレーション 代表取締役 栗林 宏光
長崎県諫早市津久葉町6番地10
大和リース 株式会社 代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
(変更前)

株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号	
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治 東京都港区赤坂九丁目7番1号	

(変更後)

株式会社アルペン 代表取締役社長 水野敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	平成28年6月22日 代表者の変更
イオン九州株式会社 代表取締役社長 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	令和2年9月1日 名称、住所、代表者の変更
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治 東京都港区赤坂九丁目7番1号	

(4) 変更の年月日

(3)のとおり

2 届出年月日

令和4年6月1日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び時津町産業振興課
- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、五島地区県営農地防災事業（ため池整備）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農地防災事業（農地防災減災事業）五島地区土地改良事業変更計画書
- 2 縦覧期間
令和4年6月24日から令和4年7月25日まで
- 3 縦覧場所
五島市役所農林課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐世保市長から公共測量（空中写真測量・数値地形図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市全域	令和4年5月20日から 令和5年3月20日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年6月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市国見町	令和4年6月2日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、大村市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和4年6月24日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
餅ノ浜	長崎県大村市武留路町9番地先	大村市と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（通称「大村市乗合タクシー」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和4年6月8日付け関係者間で合意
竹松出張所前（諫早方面）	長崎県大村市大川田町370番地16先			
竹松出張所前（東彼杵方面）	長崎県大村市大川田町370番地14先			
竹松駅前（諫早方面）	長崎県大村市竹松本町544番地1先			
竹松駅前（東彼杵方面）	長崎県大村市竹松本町532番地5先			
宮小路（諫早方面）	長崎県大村市宮小路1丁目213番地1先			
宮小路（東彼杵方面）	長崎県大村市宮小路2丁目531番地先			
小路口東	長崎県大村市小路口町244番地6先			
上池田（諫早方面）	長崎県大村市坂口町453番地先			
上池田（東彼杵方面）	長崎県大村市坂口町452番地3先			
浄水場入口（諫早方面）	長崎県大村市坂口町462番地先			
浄水場入口（東彼杵方面）	長崎県大村市坂口町458番地2先			

坂口（諫早方面）	長崎県大村市荒瀬町1101番地2先
坂口（東彼杵方面）	長崎県大村市荒瀬町1105番地先
石割場（諫早方面）	長崎県大村市原町26番地先
石割場（鹿島方面）	長崎県大村市原町26番地先
原郷山口（諫早方面）	長崎県大村市原町222番地先
原郷山口（鹿島方面）	長崎県大村市原町265番地1先
原郷	長崎県大村市原町295番地2先
吉丸	長崎県大村市宮代町3番地1先
宮代（諫早方面）	長崎県大村市宮代町50番地5先
宮代（鹿島方面）	長崎県大村市田下町10番地7先
萱瀬小学校前	長崎県大村市宮代町1167番地1先
宮代町公民館	長崎県大村市宮代町1266番地2先
下田下（諫早方面）	長崎県大村市田下町400番地1先
下田下（鹿島方面）	長崎県大村市田下町392番地先
田下（諫早方面）	長崎県大村市田下町1559番地2先
田下（鹿島方面）	長崎県大村市田下町1559番地7先
榎茶屋	長崎県大村市中岳町664番地先
駄留	長崎県大村市中岳町1150番地先
久良原	長崎県大村市中岳町1395番地先

上久良原（諫早方面）	長崎県大村市中岳町1989番地先
上久良原（鹿島方面）	長崎県大村市中岳町1989番地先
ダム下	長崎県大村市中岳町2030番地4先
萱瀬ダム	長崎県大村市黒木町58番地7先
黒木小学校前	長崎県大村市黒木町545番地14先
岩屋口	長崎県大村市黒木町592番地先
板川内	長崎県大村市黒木町866番地先
小岳入口	長崎県大村市黒木町944番地4先
板小屋	長崎県大村市黒木町994番地1先
黒木	長崎県大村市黒木町1264番地先
団地入口	長崎県大村市松原1丁目573番地先
東光寺	長崎県大村市松原1丁目732番地1先
公民館前	長崎県大村市松原1丁目947番地2先
中尾	長崎県大村市松原1丁目1040番地2先
鼓石橋（諫早方面）	長崎県大村市野岳町2012番地1先
鼓石橋（嬉野方面）	長崎県大村市草場町41番地11先
鼓石（諫早方面）	長崎県大村市野岳町955番地3先
鼓石（嬉野方面）	長崎県大村市野岳町1004番地先
大切間	長崎県大村市野岳町424番地1先

野岳湖	長崎県大村市東野岳町1097番地8先
久原（東彼杵方面）	長崎県大村市久原2丁目902番地1先
久原（諫早方面）	長崎県大村市久原2丁目902番地1先
長崎医療センター前（東彼杵方面）	長崎県大村市久原2丁目1066番地17先
長崎医療センター前（諫早方面）	長崎県大村市久原2丁目1066番地9先
北門前（東彼杵方面）	長崎県大村市久原2丁目999番地15先
北門前（諫早方面）	長崎県大村市久原2丁目1000番地4先
与崎（東彼杵方面）	長崎県大村市久原2丁目1532番地1先
与崎（諫早方面）	長崎県大村市久原2丁目1532番地1先
岩松駅前（東彼杵方面）	長崎県大村市岩松町947番地2先
岩松駅前（諫早方面）	長崎県大村市岩松町945番地先
田久保	長崎県大村市陰平町270番地4先
釜川内（東彼杵方面）	長崎県大村市陰平町1873番地1先
釜川内（諫早方面）	長崎県大村市陰平町1862番地1先
上祝崎	長崎県大村市西部町254番地2先
祝崎（東彼杵方面）	長崎県大村市西部町584番地2先
祝崎（諫早方面）	長崎県大村市西部町584番地2先
船津	長崎県大村市西部町866番地11先
蔦川内	長崎県大村市西部町1490番地2先

精神医療センター入口 (東彼杵方面)	長崎県大村市西部町1725番地2先		
精神医療センター入口 (諫早方面)	長崎県大村市西部町1725番地2先		
釘の頭 (東彼杵方面)	長崎県大村市日泊町366番地1先		
釘の頭 (諫早方面)	長崎県大村市日泊町358番地先		
小学校前	長崎県大村市日泊町657番地先		
日泊	長崎県大村市日泊町1049番地1先		
山境	長崎県大村市日泊町1369番地1先		
先網代 (東彼杵方面)	長崎県大村市溝陸町209番地1先		
先網代 (諫早方面)	長崎県大村市溝陸町227番地先		
溝陸 (東彼杵方面)	長崎県大村市溝陸町667番地3先		
溝陸 (諫早方面)	長崎県大村市溝陸町667番地3先		
連蔵寺	長崎県大村市今村町72番地3先		
今村	長崎県大村市今村町905番地1先		

長崎県公安委員会告示第30号

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を次のように指定する。

令和4年6月24日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

番号	海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	指定期間
1	伊王島海水浴場	長崎県長崎市伊王島町1丁目2129番地	「伊王島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月9日～ 令和4年8月31日 (54日間)
2	大崎海水浴場	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷290番地	「大崎海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月16日～ 令和4年8月21日 (37日間)

3	白 浜 海 水 浴 場	長崎県佐世保市俵ヶ浦町3494番地	「白浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月9日～ 令和4年8月20日 (43日間)
4	千里ヶ浜海水浴場	長崎県平戸市川内町55番地地先	「千里ヶ浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月16日～ 令和4年8月21日 (37日間)
5	高井旅海水浴場	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷965番地3	「高井旅海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月1日～ 令和4年8月31日 (62日間)
6	筒城浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城仲触2100番地地先	「筒城浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月16日～ 令和4年8月31日 (47日間)
7	大 浜 海 水 浴 場	長崎県壱岐市石田町筒城東触1622番地1地先	「大浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月16日～ 令和4年8月31日 (47日間)
8	錦 浜 海 水 浴 場	長崎県壱岐市石田町筒城東触842番地16地先	「錦浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月16日～ 令和4年8月31日 (47日間)
9	小水浜海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触15番地地先	「小水浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月16日～ 令和4年8月31日 (47日間)
10	塩樽海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良東触2786番地2地先	「塩樽海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月16日～ 令和4年8月31日 (47日間)
11	辰ノ島海水浴場	長崎県壱岐市勝本町東触2790番地1地先	「辰ノ島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月16日～ 令和4年8月31日 (47日間)
12	清石浜海水浴場	長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦636番地32地先	「清石浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和4年7月16日～ 令和4年8月31日 (47日間)

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和4年6月24日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設の名称	所在地	指定年月日
社会医療法人春回会 出島病院	長崎市出島町12-13	令和4年6月16日
住宅型有料老人ホーム ほっとハウス滑石	長崎市滑石5丁目5番23号	令和4年6月16日

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）什器類一式の調達について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年6月24日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）什器類一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書等による。

(3) 納入期限

令和4年10月31日（月）

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) この公告の前日において県内企業（長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。）であること。又は、この公告の前日において県外企業（登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。）であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤

の従業員を雇用している企業であること。

- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年7月7日（木）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。
- 4 入札参加条件
この入札に参加する者で、入札説明書に掲げる例示品の同等品で納入しようとする場合は、同等品申請書を令和4年7月8日（金）12時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 5 当該業務を担当する部局
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1
（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
（電話）095-813-5500 （FAX）095-813-5220
- 6 入札説明書の交付期間及び場所
（期間）この公告の日から令和4年7月7日（木）17時00分までの間（大学の休日を除く。）
（場所）5の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札・開札の場所及び期日等
（期日）令和4年7月13日（水）10時00分開始
（場所）長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室
入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
徴収しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 12 落札者の決定方法
- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。
- 13 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) その他、詳細は入札説明書等による。
 - (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト